

【一般競争入札参加手続きフロー図】

入札参加希望者(申込者)

福島県 財産管理課 (本庁舎 南側1階)

〒960-8670
福島市杉妻町2番16号
TEL: (024) 521-7078、FAX: (024) 521-7903

1

県有財産売払い受付開始

受付期間

① 入札参加申込書提出

提出

② 入札参加申込書受付

書類の受付、不足書類の確認

申込み一式を県の窓口を持参もしくは郵送する
※郵送の場合受付最終日の消印有効

③ 入札参加資格確認

書類審査

警察へ確認(暴力団に関すること)

- ・ 一般競争入札参加申込書
※ 共同で申し込む場合は連名
- ・ 住所証明書
※ 個人:住民票抄本 (発行後3ヶ月以内)
※ 法人:法人登記事項証明書 (発行後3ヶ月以内)
- ・ 誓約書
- ・ 印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内)
- ・ 役員一覧
※ 法人のみ
- ・ 入札保証金希望額連絡票
※ 入札金額の100分の3以上の金額を記入
※ 入札保証金還付先のコピーを貼付

※ (例) 参加資格無しと判断される事例
 契約を締結する能力を有しない者、破産者
 入札において公正な執行を妨げた者
 暴対法第2条第2号に規定する暴力団員 等

2

県有財産売払い受付終了

入札準備期間

⑤ 一般競争入札参加資格通知書 受領

発送

④ 一般競争入札参加確認結果 通知
(入札参加資格ありの方のみ)

⑦ 入札保証金に係る納入通知書 受領

発送

⑥ 入札保証金(納入通知書発行)

入札保証金(提出していただいた上記①の入札保証金希望額)を入札直前までに銀行等にて納入する

入札保証金	入札保証金として120万円を納入通知書により納入した場合、入札当日に入札書に記入する金額は4,100万円とできるのか？	できません。 入札保証金は入札希望金額の3/100以上の額を納入しなければならぬため、120万円の入札保証金を納入した場合、入札書に記載できる金額は4,000万円以下で、かつ、最低売却価格以上の金額を記載いただくこととなります。 その範囲外の価格を記載した場合の入札は無効となります。
-------	---	--

3

物件説明会

納期限
入札当日まで

物件説明会に参加
※不参加の場合には後日資料を送付

⑧ 県有財産の物件概要説明

4

入札当日

入札

⑨ 入札参加

入札当日持参するもの

- ・ 一般競争入札参加資格通知書
- ・ 印鑑 (印鑑証明書の登録印鑑)
- ・ 入札保証金を納入した領収書原本 およびコピー
- ・ 委任状 (代理人のみ)

提出

⑩ 入札受付

納入通知書の領収書原本確認
領収書写し受領

⑪ 入札書の記入・投函

提出

⑫ 入札結果

- ・ 入札書(入札会場にて様式配布)
※事前に準備していただいても結構です。

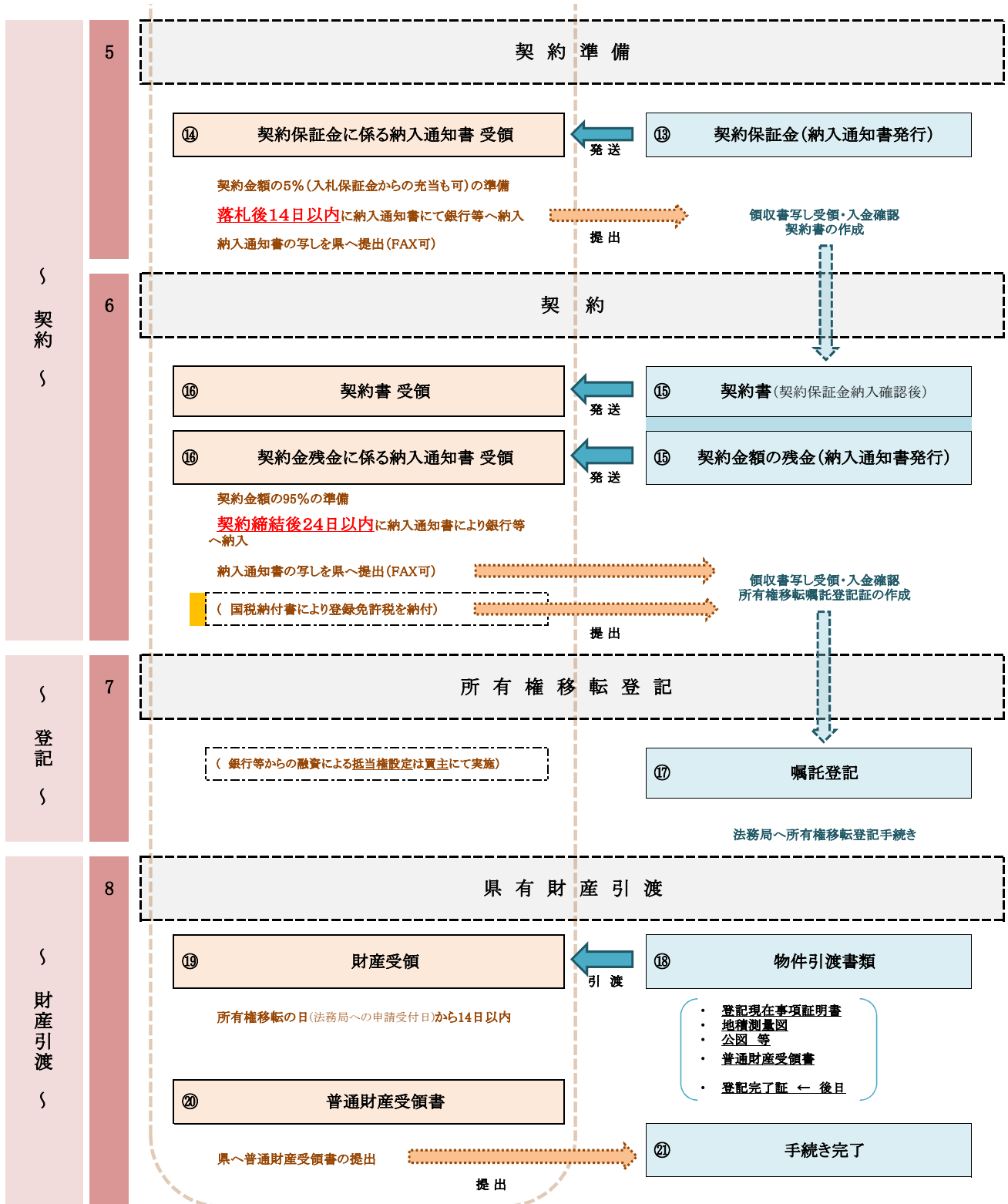
落札者の決定
(最低売却価格以上で入札した者のうち最高の価格をもって入札した者)

落札しなかった場合には入札保証金を返還します

返還

落札者以外

契約手続き 次頁へ



契約

登記

財産引渡